

第3章 重点項目

第3章 重点項目

1 重点項目と整備目標一覧

事業名	平成16年度	平成21年度目標
1. 通常保育事業	柳川市：利用1,008人 大和町：利用 552人 三橋町：利用 565人	柳川市：利用1,209人 大和町：利用 560人 三橋町：利用 673人
2. 延長保育事業	■19時まで延長 柳川市：実施8か所 利用75人/日 大和町：実施1か所 利用7人/日 三橋町：実施3か所 利用39人/日	■19時まで延長 柳川市：実施8か所 利用90人/日 大和町：実施5か所 利用30人/日 三橋町：実施6か所 利用50人/日
3. 休日保育事業	実施なし	新市にて 実施1か所 利用11人/日
4. 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	柳川市：実施5か所 利用127人/日 大和町：実施1か所 利用17人/日 三橋町：実施1か所 利用39人/日	柳川市：実施6か所 利用145人/日 大和町：実施6か所 利用85人/日 三橋町：実施5か所 利用110人/日
5. 乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育)【施設型】	柳川市：実施1か所 利用2人/日 大和町：実施0か所 三橋町：実施0か所	新市にて 実施1か所 利用4人/日
6. 一時保育事業	柳川市：実施5か所 利用6人/日 大和町：実施0か所 三橋町：実施1か所 利用2人/日	新市ではすべての認可保育所で実施 柳川市：実施8か所 利用6人/日 大和町：実施5か所 利用3人/日 三橋町：実施6か所 利用3人/日
7. 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	柳川市：実施1か所 利用1人/日 大和町：実施0か所 三橋町：実施0か所	新市にて 実施1か所 利用2人/日
8. 地域子育て支援センター事業	柳川市：1か所 大和町：0か所 三橋町：1か所	新市にて3か所

2 事業別の現状及び目標

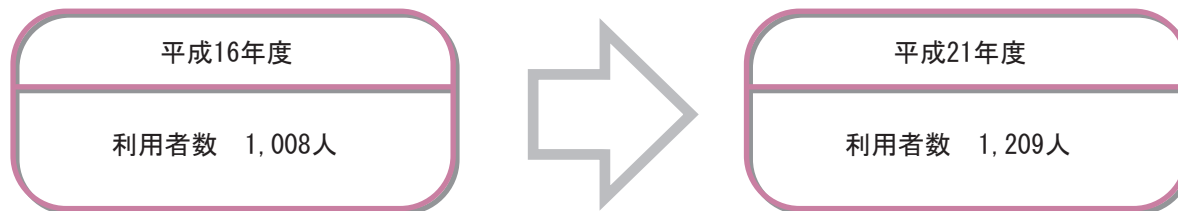
/// (1) 通常保育事業

保護者が日中就労等のために保育できない児童を、認可保育所で保育する（保育時間：11時間）。

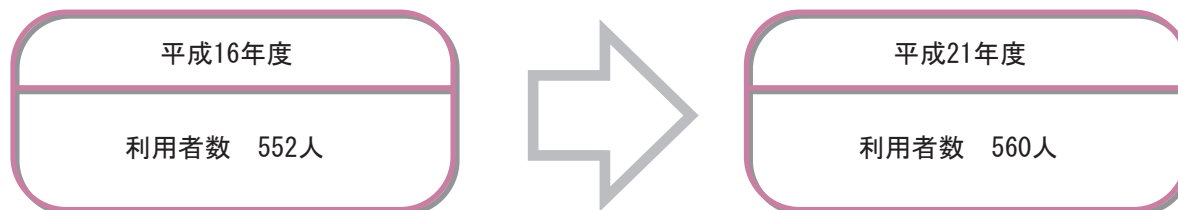
1市2町における通常保育事業の現状とニーズ量算出結果を基に、平成21年度の目標事業量は以下のように設定しました。

○通常保育事業の目標事業量

【柳川市】



【大和町】



【三橋町】



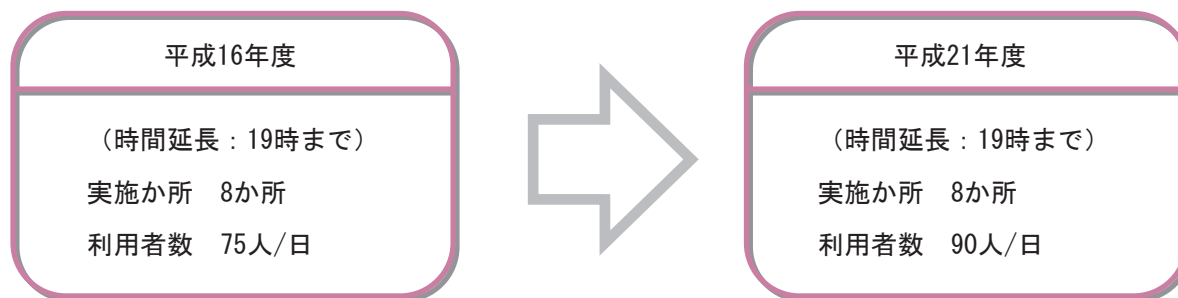
/// (2) 延長保育事業

認可保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行う（延長時間：30分～7時間）。

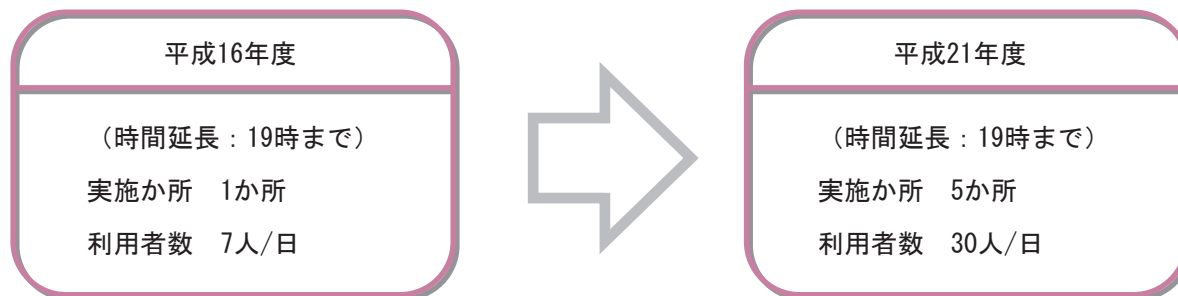
1市2町における延長保育事業の現状とニーズ量算出結果を基に、平成21年度の目標事業量は以下のように設定しました。

○延長保育事業の目標事業量

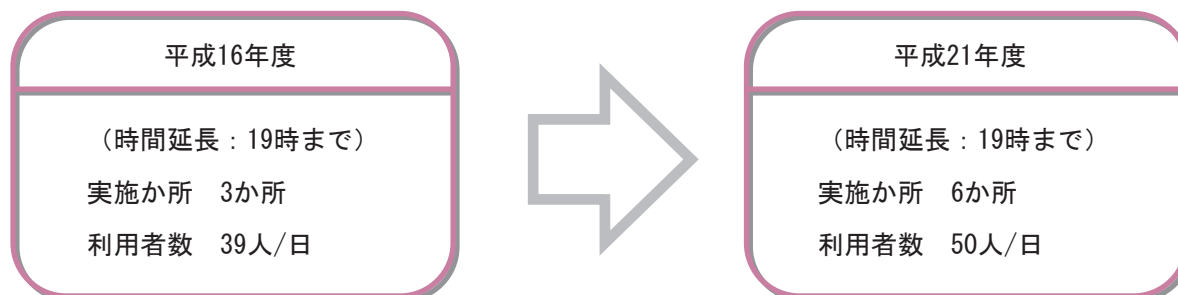
【柳川市】



【大和町】



【三橋町】



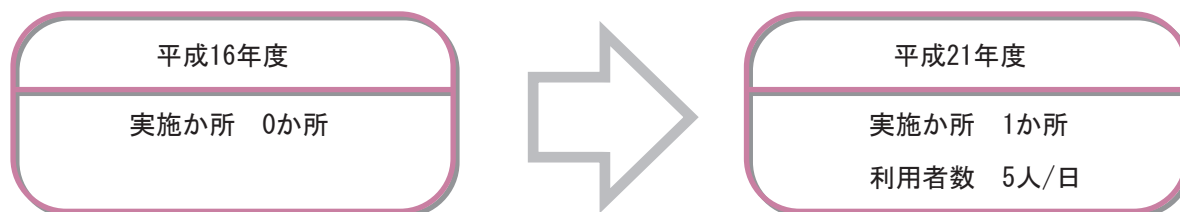
/// (3) 休日保育事業

日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童を、認可保育所で保育する。

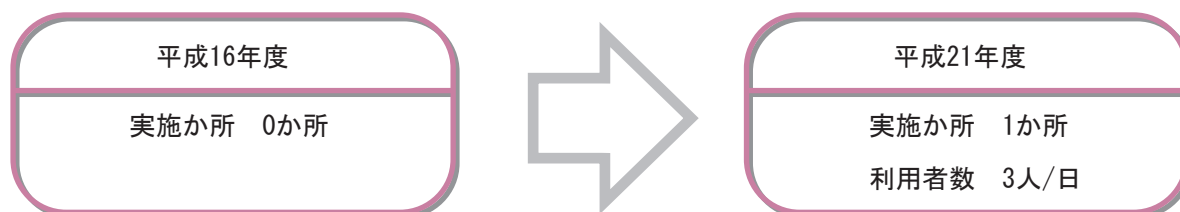
休日保育事業については、現在1市2町ともに実施していません。
他地区の実績やニーズ量算出結果を基に、平成21年度の目標事業量は以下のように設定しました。

○休日保育事業の目標事業量

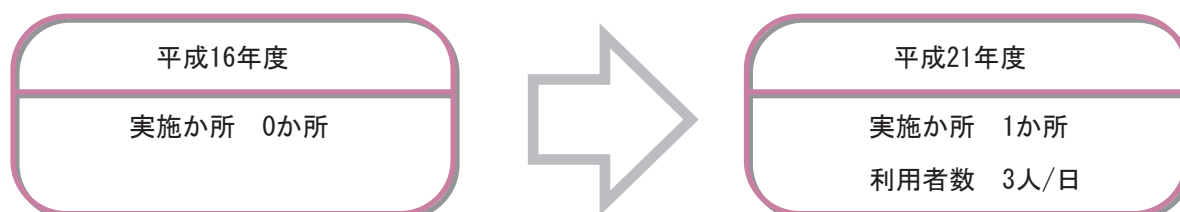
【柳川市】



【大和町】



【三橋町】



※新「柳川市」で1か所、1日当たり11人への実施とする。

/// (4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

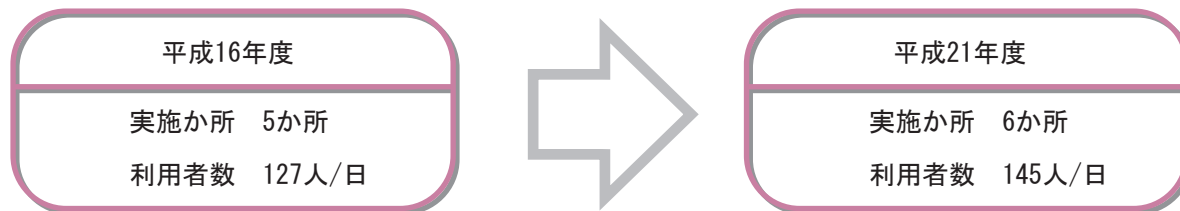
保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生（主に低学年）に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等において、適切な遊びと生活の場を与える。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、現在1市2町で個別に実施しています。

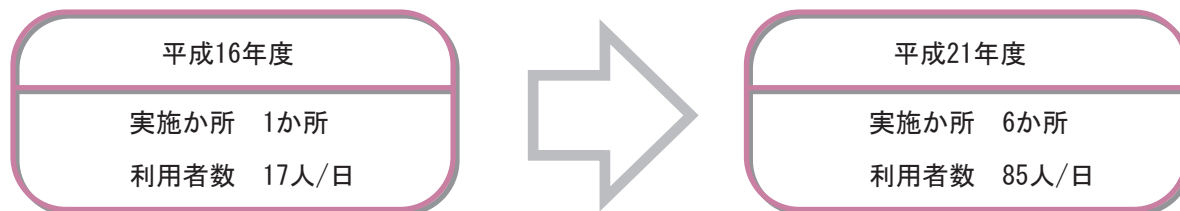
1市2町それぞれの実績や、ニーズ量推計結果を基に、平成21年度の目標事業量については以下のように設定しました。

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目標事業量

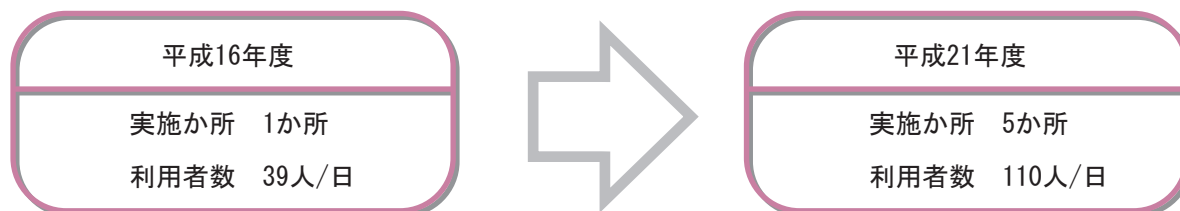
【柳川市】



【大和町】



【三橋町】



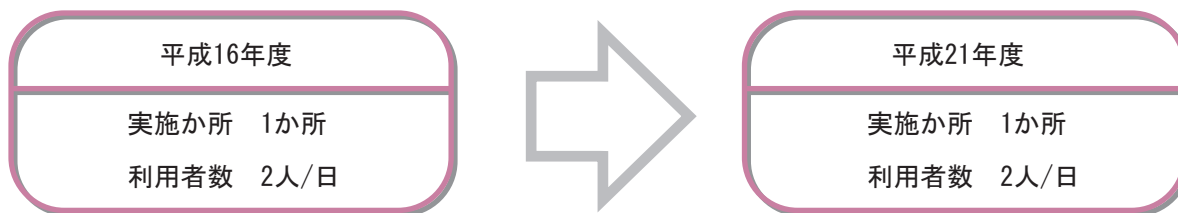
/// (5) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

【派遣型】保育士や看護師等が、病気回復期にある児童の家庭を訪問し、保護者にかわって保育を行う。
 【施設型】病気回復期にある児童を保育所・病院等において保育する。

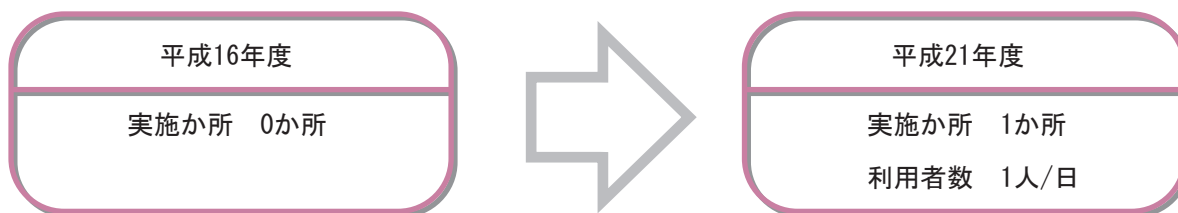
この事業は、平成16年12月より柳川市において施設型1か所で実施しています。ここでは他地区の実施状況やニーズの推計結果から、平成21年度の目標事業量を以下のように設定しました。

○乳幼児健康支援一時預かり事業（施設型）の目標事業量

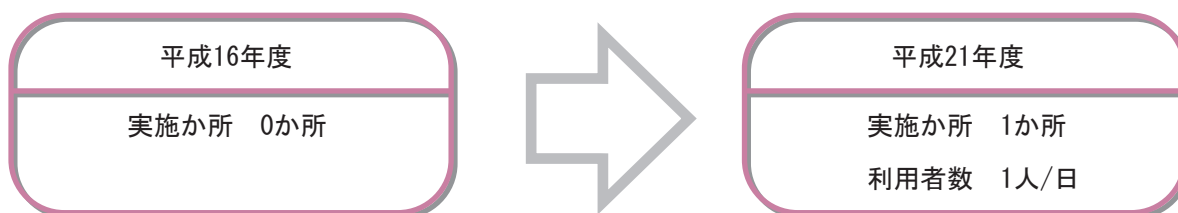
【柳川市】



【大和町】



【三橋町】



※派遣型のサービスは、いずれも想定していない。
 ※新「柳川市」で1か所、1日当たり4人への実施とする。

/// (6) 一時保育事業

普段、家庭において児童を保育している保護者の病
気時の対応や、育児疲れ解消等を目的に、一時的に
認可保育所で児童を保育する。

現在、1市2町内では柳川市と三橋町において実施しています。この実績と推計ニーズ量の算
出結果を基に、平成21年度の目標事業量を以下のように設定しました。

○一時保育事業の目標事業量

【柳川市】



【大和町】



【三橋町】



※新「柳川市」ではすべての認可保育所で実施する。

/// (7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気になった場合等に、児童福祉施設等において短期間（1週間程度）児童を預かる。

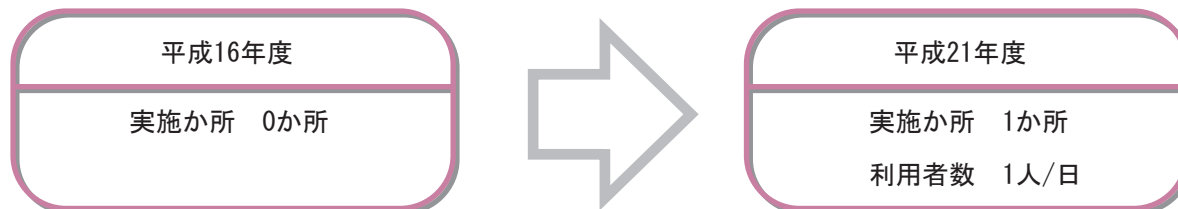
現在、1市2町内では柳川市のみ実施しています。この実績と推計ニーズ量の算出結果を基に、平成21年度の目標事業量を以下のように設定しました。

○子育て短期支援事業（ショートステイ）事業の目標事業量

【柳川市】



【大和町】



【三橋町】



※新「柳川市」で1か所、1日当たり2人への実施とする。

/// (8) 地域子育て支援センター事業

ファミリーサポートセンター、地域子育て支援センター事業及びつどいの広場事業については、保護者の身近な相談窓口や交流の場としての機能に鑑み、利用希望状況も踏まえつつ、これらのいずれかを例えば中学校区単位に整備するなど、住民の利用し易さを十分配慮して目標事業量を設定することが望ましいとされています。

1市2町においては、現在柳川市と三橋町において子育て支援センターをいずれも1か所開設しており、新市においては、平成21年度までの目標事業量を3か所とします。また、ファミリーサポートセンターやつどいの広場については、実施についての検討を進めていきます。



第4章 推進体制

第4章 推進体制

本行動計画は、子育て支援の視点のもと広い分野にわたる内容になっているため、その推進にあたっては、全庁的な体制のもとに取り組み、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検しつつ、その後の対策を実施することが必要となります。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第5項及び第9条第5項では、市町村及び都道府県は毎年少なくとも1回、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況を公表しなければならないこととされており、この計画の実施状況等を、広報紙等を通して住民に分かりやすく周知を図るとともに、住民の意見等を聴取しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要です。

1 施策の推進

本行動計画を効率的・総合的に推進するためには、庁内全体での取り組みが必要となるため、合併後関係課から構成される「行動計画調整会議」を設置し、個別の施策実施にあたり、庁内での密接な連携・情報交換を行うこととします。また、実施状況の点検・評価及びその後の調整を図ることを目的として、関係機関や学識経験者、市民の代表を交えた「行動計画推進協議会」を設置し、計画の進捗状況について、各年度ごとに確認・評価を行い、計画の推進を図ります。

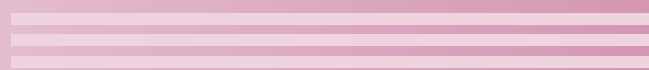
2 計画の実施状況の公表

各年度ごとに「行動計画推進協議会」の中で確認・調整された結果については、市の広報紙及びホームページ等の媒体を通じて、広く市民に対する周知を図ります。また必要に応じ、この結果に対する意見の聴取（パブリックコメント等）を行うこととします。

3 計画の見直し

この行動計画は、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする前期計画であり、市町村行動計画は5年ごとに策定されるものとされていることから、毎年の実施状況の点検の積み重ねや、住民の意見の聴取等を受け、後期計画については平成21年度までに必要な見直しを行い、平成22年度から26年度までの5年間を計画期間として策定を行います。

関連資料



■ 関連資料

次世代育成支援対策推進法

(平成 15 年法律第 120 号)

目次	第 1 章	総則 (第 1 条—第 6 条)
	第 2 章	行動計画
	第 1 節	行動計画策定指針 (第 7 条)
	第 2 節	市町村行動計画及び都道府県行動計画 (第 8 条—第 11 条)
	第 3 節	一般事業主行動計画 (第 12 条—第 18 条)
	第 4 節	特定事業主行動計画 (第 19 条)
	第 5 節	次世代育成支援対策推進センター (第 20 条)
	第 3 章	次世代育成支援対策地域協議会 (第 21 条)
	第 4 章	雑則 (第 22 条・第 23 条)
	第 5 章	罰則 (第 24 条—第 27 条)
		附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取り組みをいう。

(基本理念)

第 3 条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第 7 条第 1 項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第 5 条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備そ

他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第 2 章 行動計画

第 1 節 行動計画策定指針

第 7 条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第 1 項の市町村行動計画及び第 9 条第 1 項の都道府県行動計画並びに第 12 条第 1 項の一般事業主行動計画及び第 19 条第 1 項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の市町村行動計画及び第 9 条第 1 項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第 2 節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとと

もに、都道府県に提出しなければならない。

5 市町村は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5 都道府県は、毎年少なくとも1回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する国の援助)

第11条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第12条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省

令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの（第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 第1項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第13条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第3項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（表示等）

第14条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第15条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第13条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

（委託募集の特例等）

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であつて、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等

の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第 18 条 国は、第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第 4 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第5節 次世代育成支援対策推進センター

第20条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができることを認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第2項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第1項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3章 次世代育成支援対策地域協議会

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第4章 雑則

（主務大臣）

第22条 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第9条第4項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

(権限の委任)

第 23 条 第 12 条から第 16 条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第 5 章 罰則

第 24 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

一 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。一 第 14 条第 2 項の規定に違反した者

二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第 20 条第 5 項の規定に違反した者

第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 24 条、第 25 条又は前条第 1 号から第 3 号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条及び第 22 条第 1 項の規定は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から、第 8 条から第 19 条まで、第 22 条第 2 項、第 23 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 号から第 3 号まで及び第 27 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第 20 条第 2 項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第 5 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第 3 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案

し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

計画策定の経緯

期 日	内 容
平成 15 年 11 月 6 日	1 市 2 町担当者会議 ・ ニーズ調査スケジュール打ち合わせ
平成 15 年 11 月 13 日	1 市 2 町担当者会議 ・ アンケート内容協議
平成 15 年 12 月 3 日	1 市 2 町担当者会議 ・ ニーズ調査業者選定方法協議
平成 15 年 12 月 16 日	1 市 2 町担当者会議 ・ ニーズ調査業者決定
平成 15 年 12 月 19 日	1 市 2 町担当者会議
平成 16 年 1 月 16 日	1 市 2 町担当者会議 ・ アンケート内容の打ち合わせ
平成 16 年 1 月 26 日	1 市 2 町担当者会議 ・ アンケート内容の打ち合わせ
平成 16 年 2 月中旬 ～2 月下旬	次世代育成に関するニーズ調査配布・回収
平成 16 年 3 月下旬	次世代育成に関するニーズ調査報告書作成
平成 16 年 5 月 24 日	1 市 2 町担当者会議 ・ 行動計画策定のためのスケジュール作成
平成 16 年 6 月 2 日	1 市 2 町担当者会議 ・ 行動計画策定協議会立ち上げについて
平成 16 年 7 月 6 日	1 市 2 町担当者会議 ・ 行動計画策定協議会委員の決定
平成 16 年 7 月 29 日	第 1 回行動計画策定協議会 ・ 策定指針の概要説明 ・ 次世代育成に関するニーズ調査結果報告
平成 16 年 8 月 20 日	1 市 2 町事務局会議
平成 16 年 8 月 31 日	策定協議会正副会長会議 ・ 第 2 回策定協議会事前打ち合わせ
平成 16 年 9 月 2 日	第 2 回行動計画策定協議会 ・ 目標事業量（特定 14 事業）の設定 ・ 行動計画書の骨子について

平成 16 年 9 月 27 日	1 市 2 町事務局会議
平成 16 年 10 月 4 日	策定協議会正副会長会議 ・ 第 3 回策定協議会事前打ち合わせ
平成 16 年 10 月 14 日	第 3 回行動計画策定協議会 ・ 次世代育成支援行動計画書(案)の協議
平成 16 年 11 月 4 日	1 市 2 町事務局会議
平成 16 年 11 月 5 日	策定協議会正副会長会議 ・ 第 4 回策定協議会事前打ち合わせ
平成 16 年 11 月 15 日	第 4 回行動計画策定協議会 ・ 次世代育成支援行動計画書(案)の協議
平成 16 年 11 月 25 日	1 市 2 町事務局会議
平成 16 年 12 月 20 日	策定協議会正副会長会議 ・ 第 5 回策定協議会事前打ち合わせ
平成 16 年 12 月 27 日	第 5 回行動計画策定協議会 ・ 次世代育成支援行動計画書(案)の協議
平成 17 年 1 月 11 日	1 市 2 町事務局会議 策定協議会正副会長会議 ・ 第 6 回策定協議会事前打ち合わせ
平成 17 年 1 月 17 日	第 6 回行動計画策定協議会 ・ 次世代育成支援行動計画書(案)の協議
平成 17 年 2 月 10 日	策定協議会正副会長会議 ・ 1 市 2 町の市町長へ計画書を答申

柳川市・大和町・三橋町次世代育成支援行動計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 この会は、柳川市、大和町、三橋町における、次世代育成支援対策推進法に基づく基本的且つ総合的な次世代育成支援行動計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、各専門分野の立場から意見を聴くために、柳川市・大和町・三橋町次世代育成支援行動計画策定協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について研究協議し、これを各首長に提言する。

- (1) 計画原案の策定に関すること。
- (2) その他の計画策定作業に関して必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、各種団体の代表、識見を有する者その他各首長が委嘱するもので構成する。

- 2 協議会に、会長、副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は委員の互選により選出する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は会を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

(解散)

第6条 協議会はその任務を達成したときに解散する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、柳川市福祉事務所において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する

柳川市・大和町・三橋町次世代育成支援行動計画策定協議会 委員名簿

役職	所 属	職 名	氏 名
会長	子育て支援ボランティアサークル	エーコ・ステーション代表	横地 景子
副会長	大和町民生児童委員協議会	主任児童委員	本多 博
副会長	三橋町民生委員・児童委員協議会	三橋町民生委員・児童委員協議会 会長	藤丸 隆義
委員	柳川市小学校長会	柳河小学校 校長	松石 正夫
委員	柳川市保育所連盟	正光乳児保育園 園長	生田 裕子
委員	柳川市私立幼稚園協会	柳川幼稚園 理事長	田中 宗舟
委員	柳川市民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	森田 令子
委員	柳川市婦人会	柳川市婦人会理事	藤木 利美子
委員	大和町小学校長会	有明小学校 校長	宮地 助弘
委員	大和町保育所連盟	中島保育園 園長	田中 彰典
委員	大和町私立幼稚園	豊原幼稚園 副園長	中山 有史
委員	大和町PTA連合会	中島小学校PTA会長	坂井 年博
委員	大和町学童保育所	豊原学童保育所指導員	山口 敬子
委員	三橋町小学校校長会	矢ヶ部小学校 校長	横山 恵美子
委員	三橋町小中学校父母教師会連合会	中山小学校父母教師会 会長	安永 修
委員	三橋町保育園園長会	ひまわり保育園 園長	井上 浩希
委員	三橋町私立幼稚園	三橋大谷幼稚園 園長	橋本 融宣
委員	三橋町学童保育所	藤吉学童クラブ運営委員会 委員長	古川 徳次

新「柳川市」次世代育成支援行動計画
～ 子ども・親・地域 とともにぐくむ子育てのまち 柳川 ～

平成17年3月

発行

柳川市役所 市民部 福祉事務所

電話 0944-73-8111

FAX 0944-73-9211

<http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/>